

議案第109号

沼田市敬老祝金条例の一部を改正する条例について

沼田市敬老祝金条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市敬老祝金条例の一部を改正する条例

沼田市敬老祝金条例（平成16年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「100歳」を「101歳」に改める。

第2条第1号中「77歳、88歳及び99歳」を「88歳、99歳及び100歳」に、「100歳」を「101歳」に改める。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次のように加える。

(3) 100歳（紀寿）の者 年額8万円

第3条第4号を次のように改める。

(4) 101歳以上（長寿）の者 年額1万円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。